

戦後復興期の金融構造 (2)

—復興金融の展開と問題点—

鈴木 恒 一

Financial Measures for Economic Reconstruction

in Japan, 1945~54

Koichi SUZUKI

Abstract

When the War ended in 1945, the Japanese Government and the Bank of Japan had to buckle down to the difficult tasks of reconstructing economic activities as well as stopping the postwar inflation. This paper aims to review the financial measures for economic reconstruction in Japan and to analyze the problems of these measures.

The financial policies of the Government and the Bank had two conflicting purposes. The one was to suppress money supply in order to stop inflation and the other was to supply money to the key industries in order to reconstruct economic activities. Japanese policy-makers thought it was necessary, in that case, to depend on regulative means, not on the market mechanism.

The regulative means included three types: the Bank's preferential treatments on the lending, the regulations on the lending of private financial institutions, and the lending activities of the Reconstruction Finance Bank established by the Government in 1947.

Although the regulative means of the policies had various problems, we should appraise that they contributed greatly to the reconstruction of the Japanese economy. These regulations were abolished in the mid-1950s, when the Japanese economy had passed through her reconstructive process. However, the Government and the Bank retained their tendencies, afterwards, to depend on regulative means for a long time. This was the most important problem in the monetary field of the Japanese economy.

終戦という未曾有の事態を迎えて、日本の金融当局が直面した問題は、ひとつは戦後インフレーションをいかにして収束するかということであり、他のひとつは日本経済再建のために金融面からの支援策をどのように講じるかということであった。第一の戦後インフレーションの問題につ

いては、すでに拙稿を纏めているので¹⁾、ここでは第二の復興金融の問題を取り上げる。

I. 戦後復興期の日本経済

具体的な経済復興のための金融支援措置について述べる前に、終戦直後の日本経済の状況とその後の経済復興の経過を簡単にみておくことにしよう。

終戦直後の鉱工業生産の水準は、戦前（昭和10～12年平均）の10%程度にすぎなかった。戦時中の空爆によって多くの工場設備が破壊されていただけでなく、終戦によって産業界が虚脱と混乱、先行き見通し難に陥った結果であった。さらに、食糧不足、労働不安による勤労意欲の低下がこれに拍車をかけた。いまこれを当時の重要物資のひとつであった石炭の生産についてみると、昭和19年（1944年）中には月4.4百万トン・ベースであったものが、20年（1945年）9月には0.9百万トンを割り、10月にはさらに落ち込んだ。月間の石炭生産量が1百万トンを越えたのは、翌21年（1946年）に入ってからである（表1）。こうした生産の不振が国民生活を圧迫し、国民の不安心理を高め、さらにインフレーションを加速したことはいうまでもない。

もっとも、鉱工業の生産活動は徐々にではあっても、次第に回復傾向を示した。ところで翌21年7月、GHQ（連合軍総司令部）の命令によって戦時補償の打切り²⁾が決定された。そしてこのことが、他方で生産再開のための重要産業支援の必要を痛感させた。しかも同年10月以降、消費財生産はむしろ減少に転じた（表1）。それまでの生産回復が手持ち資材の食いつぶしによって行われてきたものの、そうした手持ち資材の枯渇が懸念されるようになったためであった³⁾。その間、生産財生産も停滞していたから、日本経済は、縮小再生産に陥ることが懸念されるようになり、各方面で22年「3月危機説」あるいは「5月危機説」が言われる状況であった⁴⁾。こうした状況に対し、政府は生産増強対策の重点を燃料・動力に絞ることとしたが、とくに21年12月には吉田首相の私的諮問機関であった石炭委員会（委員長、有沢広巳東大教授）の報告に基づき、

（表1）

鉱工業生産の推移（月次ベース）*

昭和	昭和10～12年 = 100			石炭生産量 千トン
	鉱工業生産	消費財	生産財	
20年 8月	8.7	8.9	12.4	1,673
9月	8.8	11.3	7.1	850
10～12月	12.7	16.4	8.2	667
21年 1～3月	15.9	16.4	14.4	1,396
4～6月	24.4	22.4	20.3	1,662
7～9月	29.2	31.5	21.5	1,726
10～12月	27.8	30.0	22.8	2,003
21年	24.3	25.1	19.8	1,697
22年	31.7	32.1	25.6	2,264
23年	45.8	39.0	39.3	2,816

* 3か月、各年の計数はその期間中の月次計数の単純平均

（資料）日本銀行調査局「日本銀行特別経済月報」（日本銀行調査局『日本金融史資料 昭和統編』（第1巻）所収）

いわゆる「傾斜生産方式」の採用を決定した。この方式は、あらゆる政策努力をまず石炭の増産に向け、石炭の生産量を鉄鋼増産に投入し、さらに増産された鉄鋼資材を石炭増産用にふり向け、そうした石炭と鉄鋼の傾斜的増産の効果を、段階的に諸産業に及ぼしていこうというものであった⁵⁾。

昭和23年(1948年)になると、生産の回復が進捗するとともに、戦後インフレーションも沈静化に向かい、さらに翌24年のドッジ・ライン(Dodge Line)によって本格的に収束した⁶⁾。しかし、日本経済は厳しいデフレーションに陥った。この苦境脱出の契機になったのが翌25年の朝鮮戦争の勃発である。日本経済は、朝鮮戦争による特需⁷⁾に輸出の増大という要因が重なって、企業の生産活動が活発化するとともに、その収益も著しい改善を示した。こうして、翌26年の鉱工業生産活動指数は漸く戦前水準を回復することができた。

日本の戦後復興の過程は、昭和20年代をもってほぼ終了する。その間、金融面から復興を支援するための多くの施策が講じられた。以下、そうした復興金融措置がどのように展開され、そこにどのような問題があったのかについてみていくことにしたい。ただ、紙数の都合もあり、以下ではそうした復興金融が最も重要な役割を演じていた、昭和20年代前半を中心に述べることにする。

II. 日本銀行による金融措置

1) 貸出制度

日本銀行は、昭和21年(1946年)4月、公定歩合のうち、商業手形割引歩合を除き、手形貸付・当座貸越の金利を引上げた。この引上げの際、従来から割引適格であった商業手形のはかに、新たに工業手形と農業手形を商業手形に準ずる手形として、割引適格として扱うことにした。日本銀行の商業手形の定義は、販売の目的で買入れた商品の代金決済のために振出された手形である。これは、いわゆる「狭義の商業手形」の概念で、メーカー振出しの手形を含まない。これに対し工業手形は、企業が生産に必要な原材料購入等のために振出す手形であり、また農業手形は、農業生産に必要な資材購入に際して振出される手形である。したがってこれは、割引適格の範囲をそれまでよりかなり拡大したものであった。このように日本銀行が、伝統的な考え方と異なった方式を導入したのは、生産資金を円滑に供給したいと考えたからであった⁸⁾。

ついで同年8月、政府が戦時補償債務打切りに伴う方針を決定すると、日本銀行は、新たにスタンプ手形制度と貿易手形制度を創設した。前者は、戦時補償の打切りによって日本経済が新発足するための基盤が固められたという見地から、以後の生産活動を支援する狙いを持つもので、緊急生産部門⁹⁾が必要とする運転資金調達のために振出された手形に対し、日本銀行は審査のうえ適格と認めた場合にはスタンプを押捺し、取引先銀行の請求があれば、いつでもこの手形を担保として融資に応ずるというものであった。後者は、食糧など緊急物資を輸入するための見返り輸出の円滑な遂行に資することを目的としたもので、輸出物資製造業者ならびに貿易庁の代行機関¹⁰⁾等が自ら所要資金を調達できない場合に、輸出取扱機関(または輸入代行機関)が振り出した手形について、日本銀行はこれを担保適格手形とするとともに、金利面でも優遇しようというものであった。

以上のような日本銀行の貸出制度は、いずれも経済復興のための金融的支援措置とみることができる。ただ工業手形・農業手形の準商業手形扱いとスタンプ手形・貿易手形とはいさ

さか性格が異なる。まず、前者はその名称が示すように、日本銀行の商業手形割引の延長線上にある制度と考えられる。そもそも中央銀行の信用供与は、古くから商業手形の自己決済性に着目した「商業手形中心主義」が採られてきた¹¹⁾。その点は、日本銀行の場合も同様で、昭和20年11月、戦時期からの政府保証軍需手形¹²⁾についての割引適格扱いを廃止して以後、「狭義の商業手形」のみを割引の対象としていた。新しく工業手形・農業手形を商業手形と同じように扱うというのは、日本銀行の産業金融への配慮を示すものとしても、その性格は商業手形概念の拡大とみることができる。これに対しスタンプ手形・貿易手形制度は、政策的に重要な部門の資金調達を支援する趣旨から、日本銀行がそうした手形を担保として貸出に応ずることにしたもので、これはまさに「政策金融」あるいは「制度金融」というべき性格のものであった。

このような日本銀行の制度金融は、その後次第に拡大され、その対象もまた多岐にわたった。いま日本経済の戦後復興期というべき昭和20年代において実施された、そうした各種制度金融のうち、同年代前半の主要なものを整理し、末尾に（付表）として掲げる。また主な制度金融の残高を年末ベースで（表2）に示した。ただ、この制度は単に日本銀行信用の大小のみに意味があるわけではなく、その存在が市中金融機関の貸出についての意欲と能力、つまり信用のアベリビリティ¹³⁾を大きくしたことが評価されるべきであろう。

以上の各種制度や貸出残高をみても明らかなように、昭和20年代前半における日本銀行の行動は、産業金融や貿易金融に対する支援を通じて日本経済の復興再建に貢献しようという目的を持っていた。これは、オーソドックスな中央銀行のあり方ではない。しかし当時の日本経済は、戦後の異常な時期にあった。そうした異常な状態のなかで、中央銀行のみが本来の姿を維持しうることは、ほとんど期待できないであろう。しかも当時は、そうした産業金融・貿易金融支援の態勢は極めて不備であった。後述の復興金融金庫は、昭和22年（1946年）1月、日本経済再建のために金融面から重要産業を支援するために設立された。しかし、そのための資金はほとんど全面的に日本銀行に依存せざるをえなかったし、その活動は戦後インフレーションを激化させる結果になった。そうした当時の特殊な状況を考えれば、日本銀行が制度金融に大きく傾斜したとしても、それは是認されなければならないであろうし、またそれが日本経済の復興に果たした役割も評価されるべきであろう。

しかしそのことは、当時の日本銀行の制度融資に全く問題がなかったということを意味するものではない。まず第一に、そうした融資制度は当時の金融経済情勢が生んだ産物であるとしても、やや安易に流れていたのではないという疑念がある。たとえば、昭和25年（1950年）6月、倉庫証券付手形についての優遇措置が採られることになった。これは、生糸、毛糸、人絹糸、スフ糸の在庫金融を支援することを意図したもので、倉庫証券付手形を手形貸付の適格担保として認めることにしたものであるが、この制度の利用実績は実際にはなかった。日本銀行は、戦時期において、すでに産業金融に深く関わっていたから、戦後においても、産業政策ともいべき分野に関与することについて、あまり違和感を抱かないような体質になっていたのではなからうか。第二に、こうした制度金融の残高が次第に大きくなり、日銀貸出に占める比率も上昇したことである（表2）。こうした状況は、中央銀行の金融調節力を弱める危険がある。もっとも当時の金融調節は、なお統制的方法に依存していたから、制度金融の存在が直ちに金融調節上の障害になったわけではないが、その危険がなかったとはいえない。第三に、こうした制度は優遇措置として性格を持つだけに、政府や業界からの圧力に曝される傾向がある

ことは免れず、そこに日本銀行自身の判断がどこまで貫かれたのか、疑問視されるケースが少なくない。例えば、昭和23年（1948年）3月から実施された公団認証手形制度は、政府主導で実施されたもので、これは昭和22年4月以降、物資の配給・価格統制機構として設立された各種公団の運転資金問題の解決策として考えられた制度であった。これは、公団に商品を売渡した業者が、取引先金融機関宛てに約束手形（期間60日以内）を振出し、公団がその手形面にスタンプを押捺したもので、市中金融機関がその手形を日銀に持込んだ場合、日銀はそれを貸付担保適格として扱うというもので¹⁴⁾、後述のように、復興金融金庫の資金負担を軽減するため、政府主導で導入された制度であった。また翌4月に実施された農業手形制度についても、当初、日本銀行は難色を示していたようであるが、資金繰り悪化に悩む農業系統機関、またはその影響を受けた肥料業界や肥料配給公団¹⁵⁾、さらには農林省などの強い要請によってそれが実現したのである¹⁶⁾。そうした経緯からも推察できるように、日本銀行の制度金融が結局は力関係によって決定されるという危険がなかったとはいえないであろう。

このような日本銀行の制度金融は、戦後復興過程が終了した昭和30年前後にその多くが廃止ないし取扱い停止の措置が採られたが、その後の高度成長過程では、貿易関係の制度金融が重要な役割を果たした。結局、そうした貿易関係優遇手形がすべて廃止されたのは、実に昭和47年（1972年）9月である。

2) 融資斡旋制度

昭和22年（1947年）1月、日本銀行は企業に対する融資斡旋活動を始めた¹⁷⁾。これは、市中銀行数行による協調融資の成立を幹事銀行的立場で、側面から援助しようとしたものである。つまり、日本銀行が協調融資の旗振り役を演じるというのである。その目的は、重要産業に積極的に融資を集中させようとしたもので、まさに「復興金融」を推進するための手段であった。

(表2)

日本銀行の主要制度金融残高

(単位・億円)

各年末	輸出関係	輸入関係*	工業金融	農林漁業**	計(A)	日銀貸出(B)	A/B(%)
昭21年	7	—	—	—	7	504	1.4
22年	3	—	4	—	7	323	2.2
23年	35	—	33	—	68	519	13.1
24年	127	—	131	—	258	886	29.1
25年	230	33	269	—	532	1,145	46.5
26年	290	75	470	2	837	2,230	37.5
27年	163	1,157	193	—	1,513	2,232	67.8
28年	164	1,278	271	—	1,713	2,987	57.3
29年	348	527	15	—	890	2,433	36.6

*外国為替貸付は含まない。

**農林漁業関係貸出は年末には残高ゼロになることが多い。各年のピーク時（月末ベース）の残高は以下のとおり。

昭和23年9月末	19億円
“ 24年 “	112 “
“ 25年 “	120 “
“ 26年8月末	151 “
“ 27年9月末	130 “

(資料) 日本銀行資料による。

この方式は、中央銀行が個別企業への市中銀行融資に直接介入したという点では、まことに異例な措置であるが、これは必ずしも日本銀行独自の発案ではない。すでに前年11月、経済安定本部がその構想を示し、その後、経済閣僚懇談会の了承を得ていたものであった¹⁸⁾。後述の金融機関資金融通準則が、総則8において「融通資金に余裕のある金融機関は、日本銀行の融資斡旋に協力すると共に、自主的に金融機関相互間の資金疎通を図り、以て必要な産業資金の供給を円滑にしなければならない」としているのは、こうした事情を反映したものであろう。

日本銀行がなぜこうした措置を実施したのか。そこにはかなり複雑な事情があった。まず、第一に当時の金融情勢がそれを求めていたのである。すなわち、当時はなお金融秩序が混乱していたし、また大銀行でも資金の余裕に乏しかったから、インフレーションの進展に伴って大口化する重要産業の資金需要に応えることは難しかった。しかも昭和21年8月、戦時補償の打切りに伴う金融緊急措置の改正によって、法人預金の大部分が「第二封鎖預金」として凍結されたため¹⁹⁾、企業の銀行貸出依存が高まった。こうした状況の中で、重要産業に対する金融支援の必要性が広く認識されていた。第二に、当時、日本銀行は一方でインフレーションの抑制に努めながら、他方で経済復興のための資金供給の円滑化を図るという二正面作戦を余儀なくされており、日本銀行としては、不要不急の産業部門に資金が供給されることを避け、重要産業に効率的に資金を配分する必要がある。また、この点に関連して、地方銀行等の余裕資金を重要産業向け融資や短期国債への運用に向けさせよう、という狙いも持っていた²⁰⁾。第三に、昭和22年1月に設立された、後述の復興金融金庫の融資はできるだけ設備資金に限定し、運転資金は市中資金で賄うことにしていたから、運転資金についても何らかの対策が必要とされていたのである。

ただ、こうした融資斡旋は日本銀行が採った措置であったとはいえ、融資そのものは市中金融機関が行うものであったから、融資の主体性はその融資を担当する金融機関が持つべきものとされた。これはある意味では当然のことであるが、後にも触れるように、このような制度の下でそうした建前がどこまで貫けるか、かなりデリケートな問題を含んでいた。事実、融資斡旋の実態をみれば、そこに日本銀行の強いリードがあった事例は少なくない²¹⁾。当初、日本銀行は、同行内部に設けた融資斡旋委員会が決定した方針に基づいて、同行の営業局および各支店が斡旋業務を行った。しかし、その後1年半を経過して、23年(1948年)7月、融資斡旋委員会はその性格を大きく変えた。すなわち、この委員会の構成メンバーに日銀のほか市中金融機関の代表を加え、両者が協議のうえ、融資方針を決定することにしたのである。これは、融資斡旋を日銀だけで具体化していくことに対する、市中銀行側の反発に応えたものであった²²⁾。しかしこの委員会の活動が続いたのは昭和25年(1950年)5月までで、以後中断されてしまった。ここにも、融資斡旋をめぐる日銀と市中銀行側の微妙な関係が推測される。

融資斡旋の対象は、「事業が経済復興、もしくは民生安定に必要であるとともに、経営振が健全で、生産増強に寄与しうる条件も具備しているにも拘らず、資金調達難のため、事業の運営が円滑を欠く惧れがあるようなもの」(「斡旋融資取扱要領」²³⁾)とされ、具体的には原則として、次項で述べる「産業資金融資順位表」を尊重する形で行われた。また前述のように、融資斡旋は主として運転資金の供給を狙いとしていたが、状況によっては設備資金についてもその対象にされた。

日本銀行の融資斡旋は、昭和29年(1954年)2月に廃止されたから、7年間続いたことになる。しかしその間、前半と後半とでは、その内容に大きな差があった。すなわち、前半は昭和

22年1月から25年5月までで、この期間は戦後インフレーションが進行していた時期とその後のドッジ・ラインによるデフレ期を含んでいる。そして日本経済はなお戦前の水準を回復していなかった。この期間、日本銀行は広範かつ積極的に融資斡旋を行った。後半は、昭和25年5月から29年2月までの期間であるが、この期間は朝鮮戦争勃発による特需ブームとその後の反動不況によって特色づけられ、日本経済が漸く戦前水準を回復した時期にあたる。この時期になると、日本銀行の融資斡旋は極めて消極的になり、後述のような特定の案件のみを扱うようになった。以下、この二つの時期における融資斡旋の状況をみておくことにしよう²⁴⁾。

イ. 前半(昭和22年～25年5月)

この時期における融資斡旋は、当初は比較的少なかったが、その後次第に、件数・金額いずれも拡大し、昭和24年にはピークとなった。また融資斡旋の大部分は、前述のような方針

(表3)

融資斡旋成立状況

(単位、金額は百万円)

昭和	件数	うち 運転資金	金額(A)		うち 運転資金	全国銀行 貸出増加額(B)	(A) / (B) (%)
				構成比(%)			
22年	621	414	20,095	6.5	13,655	21,837	92.0
23年	2,273	1,799	68,933	22.2	58,655	213,104	32.3
24年	2,449	2,028	162,225	52.3	138,901	297,704	54.5
25年1～4月	577	482	59,081	19.0	54,268	89,970	65.7
計	5,920	4,723	310,334	100.0	265,479	622,615	49.8

(資料) 日本銀行百年史編纂委員会『日本銀行百年史』(第5巻) p. 102

日本銀行統計局『本邦経済統計』(昭和30年報)、その他

(表4)

融資斡旋の業種別内訳(昭和23年中)

(単位、金額は百万円)

業種	件数	金額	
		構成比(%)	構成比(%)
採 鋳 業	96	4.2	3.9
鉄 鋼 業	119	5.2	15.9
機 械 器 具 工 業	512	22.5	18.0
肥 料 工 業	64	2.8	3.6
そ の 他 化 学 工 業	241	10.6	6.7
織 維 工 業	213	9.4	12.3
食 料 品 工 業	122	5.4	5.0
電 気 ・ ガ ス 工 業	61	2.7	3.1
土 建 請 負 業	40	1.8	0.6
水 産 業	107	4.7	8.2
運 輸 業	77	3.4	2.0
商 業 (物 品 販 売)	83	3.7	1.4
〃 (貿 易 ・ 倉 庫)	64	2.8	1.2
地 方 公 共 団 体	204	9.0	12.4
そ の 他 と も 計	2,273	100.0	100.0

(資料) 日本銀行調査局(昭和34年)「融資斡旋の沿革」(日本銀行調査局『日本金融史資料 昭和統編』(第9巻)所収)

p. 296

に従って運転資金が対象とされた(表3)。こうした斡旋融資は、日本製鉄、三菱重工など、大企業の運転資金が大きな比重を占めていたが、そのなかには人絹工業、肥料工業、電気事業などの設備資金も含まれていた。また昭和24年の融資斡旋が多かったのは、ドッジ・ラインの実施、各種公団の廃止・縮小、昭和24年度予算の成立遅延、復興金融金庫の新規融資停止といった事情が重なり、企業の資金繰りが苦しくなっていたからで、当時の融資斡旋のなかには、(株)小松製作所(融資額、200万円)やトヨタ自動車工業(株)(融資額、188.2百万円)の例のように²⁵⁾、今日の日本を代表するような企業の窮状を救ったものも含まれている。当時の融資斡旋の全般的な実情について、昭和23年中の実績を業種別にみると、鉄鋼業や機械器具工業の比重が高いのは当然としても商業(物品販売業)や地方公共団体なども含まれており、斡旋の対象となった範囲がかなり広範に涉っているのが注目される(表4)。

ロ。後半(昭和25年5月～29年2月)

以上のように日本銀行は、ドッジ・ラインによる不況のなかで、大企業の窮状を救済しながら、他方で政策転換に呼応する形で、次第に融資斡旋業務から手を引く方向に動き、この時期に入ると、一般的な融資斡旋は原則として行わない方針となった。ただ、この融資斡旋制度は、ドッジ・ライン以降、中小企業の資金繰り難や貿易金融についての金融相談的機能を果たすようになっており、そうした機能は引続き必要と考えられていた。その結果、日本銀行の斡旋態度は受け身かつ消極的なものになり、協調融資を成立させるための場所を提供するという性格のものになった。したがって、融資斡旋は散発に行われたにすぎない。しかし、それらのなかには特需関係資金(昭和25年～)、輸入物資引取関係資金(昭和26年)、商社再建融資(昭和27年)などが含まれており、斡旋融資の内容が前半期とかなり変わったことを示している²⁶⁾。

さてここで、以上のような協調融資の問題点を考えてみよう。これまで述べたところからも明らかのように、融資斡旋は、日本銀行が個別企業に対する融資に直接関与するものであったから、それは、中央銀行として極めて異例なものであった。このことは、後に日本銀行自身が認めている²⁷⁾。しかし、このような中央銀行のあり方論を別としても、この制度にはいくつかの問題点が含まれているように思われる。まず第一に、協調融資に参加する市中金融機関相互の関係が問題である。これらの金融機関は相互に競争関係にもあるから、協調融資に参加するかどうかについては、いろいろな判断がありうる。そこに、中央銀行が介入するのであるから、いかに日本銀行が市中金融機関の自主性尊重を謳ったとしても、その実態がそのとおりであったと考えるのは無理であろう²⁸⁾。第二に、協調融資参加金融機関と日本銀行の関係にも問題がある。例えば、協調融資に参加した金融機関の資金繰りが悪化した場合、その金融機関はその原因が協調融資にあるとして、日本銀行からの借入れを求めるかもしれない。事実、協調融資に参加した金融機関にはそれを期待する向きがあったといわれているが²⁹⁾、それは充分考えられることであろう。

ただ、そうした問題点があるとしても、当時は戦後の混乱期である。当時の特殊な状況を考えれば、こうした「異例」な方法もやむをえなかったというべきかもしれない。ただ当時はなお、戦時期の金融統制法規であった「臨時資金調整法」(昭和12年制定)が生きていた³⁰⁾、また日本銀行は、戦時期において、すでに軍需融資指定金融機関制度の下で、軍需会社に対する協調融資体制作りをリードした実績を持っていたから³¹⁾、戦後の融資斡旋も、日本銀行にとっては、その延長線上にある方式であったといえてよい。しかし前述のように、それは異常な時期の「異例」な手段であり、したがって、経済復興が進捗し、金融秩序が回復すれば、やがて消えるべき

性格を持った制度であった。その時期がいつであったのか。後に金融制度調査会中央銀行制度特別委員会の実態調査小委員会の報告は、その時期について次のような判断を示している³²⁾。

融資斡旋はあくまでドッジ・ライン期までの混乱時代の政策であるべきであり、29年2月までこれが存続したことは、日銀が正常の中央銀行の業務運営ということについて、深い自覚を持たなかったためと評されても、致し方がなかったと思われる。

ところで、この融資斡旋は市中金融全体の構造にも大きな影響を残した。まず注目されるのは、斡旋融資の額の大きさと市中銀行融資全体に占める比率の高さである。昭和22年の融資斡旋の成立額を同年の全国銀行貸出増加額と比較すると、その比率は実に90%を越えている。23~24年については全国銀行貸出が急増したから、この比率こそ下がったが、融資斡旋の件数でも金額でも急増している(表3)。とくに、昭和24年の斡旋融資が極めて大きいこと、さらに前述のように、このなかに大企業の窮状を救ったケースがいくつか含まれていることは、ドッジ・ラインという状況下で、この融資が当時の産業金融にとって決定的な意味を持っていたことを示唆している³³⁾。第二に、これも既に触れたところではあるが、融資斡旋が融資銀行の自主性尊重を建前としながらも、その実態は日本銀行リードの統制的色彩の濃い融資であった。これは、当時の経済情勢の下では、ある程度やむをえない金融方式であったろうが、同時に日本銀行がその後も長く、産業界に強い影響力を持つ要因になったと考えられる。第三には、この融資斡旋が地方の余裕資金を中央に集中し、それを重要産業に振り向けることを意図し、事実そうした効果を発揮したことである。もっとも、こうした地方から中央への資金シフトは、すでに終戦直前に資金統合銀行³⁴⁾という形で動き出していたから、こうした考え方も戦後になって生まれたものでない。最後に、この融資方式が幹事銀行に大きな力を付与し、その後のメインバンク機能を定着させるうえで大きな影響力を持ったし³⁵⁾、さらには日本の金融構造の特色ないし問題点とされた、都市銀行のオーバー・ローンの一因であったことも見逃すことはできない。

このようにみても、日本銀行の融資斡旋は、単にそれが中央銀行として「異例」な手段というに止まらず、その後の日本銀行の行動様式、日本の金融構造に極めて大きな影響を持ったものと考えられる。

3) その他

日本銀行の重要産業への配慮は、以上の二つだけではなく、債券売買操作や高率適用制度でも行われている。もっともこうした措置は、単に重要産業の復興を援助するという観点だけでなく、ドッジ・ライン実施によって、金融面に困難な状況が生じたことに対する日本銀行の弾力的配慮でもあった。

イ. 債券売買操作³⁶⁾

当時の状況下では、本来の意味の公開市場操作が実施されよう筈はない。しかし日本銀行は、何らかの必要があれば、市中金融機関との間で債券売買を行っていた³⁷⁾。とくにドッジ・ラインによって厳しい金融情勢にあった昭和24~25年には、いろいろな目的を持った債券買入れが行われた。その中で注目すべきものに、いわゆる「ひも付きオペレーション」がある。これは、日本銀行が市中金融機関に対し、債券売却代金を特定の目的に向けるという条件を付して、その金融機関から債券を買入れるというものであった。

その「ひも付きオペレーション」の目的は実に多様であったが、ここでは、重要産業向け融資を円滑にすることを目的としたオペレーションについて述べる。

まず、昭和24年6~12月に、日本銀行は重要産業の増資を円滑にし、また株価を安定させる

目的での、主として生命保険会社から国債を買入れた。すなわち前者では、生命保険会社の所有株式の増資払込み資金を援助するため、6か月以内の売戻し条件付きの国債買入れを行った（なお、日本発送電の増資に際しては地方銀行からも国債を買入れた）。後者については、証券処理調整協議会³⁸⁾の株式放出によって株価が暴落することを避けるため、生命保険会社の株価維持のための株式購入資金を供給する目的で、国債買入れが行われた。これも6か月以内の売戻し条件付きである。こうした日本銀行の国債買入れは、全体で24億円を超えている。

また昭和24年9月から翌年4月まで、日本銀行は、同行が緊要と認める事業債・利付興業債券の取得および重要産業への設備資金貸付に充当することを条件に、銀行、信託銀行、生命保険会社から国債を買入れた。その総額は200億円弱に達した。さらに特殊なケースとして、昭和24年12月、日本銀行が市中銀行による炭鉱資材代未払金の整理融資を斡旋するのに際し、市中銀行から1億77百万円の国債を買入れている。

当時、ドッジ・ラインが進行していた厳しい環境のなかで、株式・社債の発行が急増したのは、こうした日本銀行の施策が影響したといつてよいであろう。

ロ. 高率適用制度³⁹⁾

高率適用制度は、市中金融機関の日銀貸出依存を抑制する目的で、日本銀行が戦前から採用してきた方法である。この制度では、市中金融機関の日銀からの借入金が一定の限度を超えると、その貸出超過額に公定歩合（最低金利）より高い金利を適用するというもので、その金利には1次高率と2次高率があった。この方法は戦時期に入って廃止された。その後、戦争末期になって復活されたものの、昭和21年8月の「金融機関経理応急措置法」⁴⁰⁾施行に伴う混乱防止のため一時停止され、翌22年3月から再び実施された。

昭和22年の高率適用制度の再開に当たり、日本銀行は、重要な部門に対する資金供給を円滑にする趣旨から、貿易手形・スタンプ手形等を担保とする貸付については高率適用の枠外とした。また昭和24年（1949年）3月、日本銀行は日本興業銀行に対し、同行の預金・債券発行残高の12%相当額が一定金額に達するまでを目安に、当分の間、2次高率を免除することにした。これは、同行の債券発行が難しい状況にあるにもかかわらず、同行の重工業や機械工業に対する貸出がかさみ、日本銀行貸出に対する依存が高まっていることに配慮したものであった。このような日本興業銀行に対する2次高率適用免除の措置は、同行が再建整備計画認可⁴¹⁾の条件として、預金の受入れを制限された際にも実施された（昭和24年7月～25年3月）。

さらに日本銀行は、昭和24年8月以降、市中金融機関が購繭資金・漁業着業資金・造材資金など、地方重要産業の季節的資金需要や災害関係資金需要がかさんで、日本銀行貸出に対する依存が高まったような場合も、それぞれの事情を勘案して2次高率の適用を免除している。

III. 金融機関資金融通準則

昭和22年（1947年）2月、政府は「産業資金の供給調整に関する措置要項」を決定した。これは、一方で産業資金供給を一定限度に収めるといふ、量的規制によってインフレーションの進行を抑えるとともに、他方、その限られた資金をできるだけ石炭・肥料など、経済復興のための重要産業に振り向け、不要不急産業への融資を極力抑制しようといふ、質的規制を狙ったものであった。つまり、これも「安定」と「復興」の両睨み作戦である。大蔵省は、同年3月1日、「金融緊急措置令」第6条⁴²⁾に基づき、この要項に伴う「金融機関資金融通準則」（以下、単に「準則」

という)と「産業資金貸出優先順位表」(以下、単に「順位表」という)を定め、3月1日から金融機関融資に対する質的規制を開始した⁴³⁾。戦時においては、「臨時資金調整法」(昭和12年制定、23年4月廃止)⁴⁴⁾による強力な資金統制が行われていたが、この「準則」による規制は、そうした戦時期の資金統制の考え方や方法と軌を一にするもので、その実務はともに日本銀行が行っていた。

規制方法の概要をみると、まず「準則」においては、規制対象の範囲を、銀行、信託会社、保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫とし、これら金融機関は、①資金吸収に全力をあげ、日銀貸出への依存を避けるようにすべきこと、②日本銀行の指導の下に、所属団体の自主的申合せにより、融資残高増加額の最高限度を定め、これを厳守すべきこと、③融資にあたっては「順位表」の定める基準に従って、優先度の高い順に資金を配分すべきこと、を定めている。また「順位表」では、460業種について設備資金・運転資金の別に、甲の一、甲の二、乙、丙の4ランクの順位を定めた(表5)。最も優先度の高い「甲の一」にランクされたのは、設備資金・運転資金ともに、石炭、亜炭、銑鋼一貫製鉄、普通銑、平炉製鋼、圧延業、過磷酸石灰、硫安、石灰窒素の9業種であった。これによって、石炭・鉄鋼・肥料の3部門が最優先の順位で融資を受けうる体制、つまり傾斜生産方式に対応する金融体制ができ上がった。また最低ランク「丙」は、差し当たり融資を控えるべき業種であった。さらに「特例」として、①日銀再割引適格の商業手形およびこれに準ずる優良手形で日本銀行の承認するもの、②日本銀行のスタンプ手形、③貿易庁の認証ある貿易手形、については、運転資金の順位の「甲の一」に準じて扱うことになっていた(「準甲の一」ランク)。この「順位表」はその後、昭和22年7月、同24年1月に改正され、次いで同年8月には大幅に緩和された。すなわち、この改正によって、それまで「丙」ランクであった貿易業・問屋卸売業などが「乙」ランクに引上げられたほか、「丙」ランク産業に対する貸出増加額の最高限度も引上げられ(全貸出増加額の2%から15%へ)、さらにこの限度を超える場合には、日本銀行と協議することになった⁴⁵⁾。当時の銀行貸出の実情からみて、「丙」ランク産業に対する15%の制限は極めて緩いものであったから、この24年8月の制限緩和措置によって、業種別貸出規制はほとんどその実効性を失うことになった⁴⁶⁾。

以上のような質的融資規制によって、市中金融機関の融資内容がどのように変化したのかについては、それをチェックするデータはないが、昭和22年4～12月の銀行貸出増加額を各ランク別にみると、「甲」ランクが全体の7割を占めている反面、「丙」ランクの貸出は6%にすぎない(表6)。こうした貸出の内容からみて、「準則」の狙いはおおむね達成されたのではないかと考えられる。

前述のように、「準則」に基づく業種別貸出規制は、昭和24年半ばに事実上法的規制の意味を失ったが、これによって規制が全くなかった訳ではない。以後は、市中銀行の自主的規制(内容は不要不急融資の抑制)という形を採りながら、質的融資規制の考え方はその後も長く生き続けたし、この「準則」そのものも、その根拠法である「金融緊急措置令」の廃止に伴う措置として昭和38年(1963年)7月に正式に廃止された。

「準則」が実質の意味を失いながら、制度としてはその後も長く生き続けたことについて、政策当局はどのように考えていたのであろうか。昭和36年、大蔵省銀行局総務課長が、全国地方銀行協会での研修講義のなかで、この点に触れている。すなわち同課長は、この講義のなかで「適当な時期にこの準則を廃止したい」と述べながらも、「準則」の廃止に慎重な姿勢を採っている理由について「準則」の廃止によって不急不要産業にも自由に貸出を行ってもよいのだというよう

(表5)

産業資金貸出優先順位表による順位別業種数

設 定 時*	昭 和 2 2 年 3 月		昭 和 2 4 年 8 月	
	設 備 資 金	運 転 資 金	設 備 資 金	運 転 資 金
甲の1	9	9	78	221
甲の2	60	147		
乙	253	228	321	368
丙	138	76	178	88
計	460	460	577	577

*昭和22年7月、同24年1月の分については省略

(資料) 柴田善雅「傾斜生産と傾斜金融」(大蔵省広報誌『ファイナンス』平成5年1月号、所収)

(表6)

産業順位別貸出状況(月中増加額)

(単位、百万円)

	甲の一	準甲の一	甲の二	乙	丙	計
昭和22年4月	48	151	1,476	1	△ 161	1,515
5月	△ 540	759	1,454	801	145	2,619
6月	17	474	3,393	1,532	32	5,416
7月	2	△1,574	350	1,946	24	747
8月	352	640	1,310	1,904	431	4,639
9月	614	1,114	3,872	1,424	317	7,342
10月	△ 626	1,482	5,057	1,255	649	7,819
11月	565	971	4,555	2,572	711	9,374
12月	2,627	1,212	10,202	2,049	1,227	17,320
計	3,025	5,229	31,669	13,484	3,375	56,791
構成比(%)	5.3	9.2	55.8	23.7	5.9	100.0

(資料) 大蔵省財政史室『昭和財政史 終戦から講和まで』(12) p. 204より作成

な安易な印象を与えないかどうかということ」を見極める必要があると述べている⁴⁷⁾。当時の金融行政の産業金融についての考え方を示すものとして、興味深い。

IV. 復興金融金庫

戦後の復興金融の面で最も華々しい活躍をしたのは、昭和22年(1947年)1月に設立された復興金融金庫(以下、復金という)である。戦後経済復興のための特別融資制度についての検討は、前年1月頃から始まっていたが、その後吉田内閣が成立して間もない同年6月、政府は、重要基礎産業および生活必需品生産部門への融資を促進するため、復興金融資金(特別会計)を設置することを決定し、それが具体化するまでの間、日本興業銀行にその特別融資を担当させることにした。この興銀の特別融資は、同年8月から開始され、翌年1月の復金発足まで続き、その時点での融資残高は41億円であった⁴⁸⁾。

上記の復興金融資金設置の構想は、その後のGHQとの折衝の結果、独立の金融機関を設立する方針に変わった。GHQの念頭にあったのは、アメリカの復興金融公社（Reconstruction Finance Corporation — 1932年、不況克服策として政府出資により設立）であったといわれている⁴⁹⁾。こうして昭和21年9月、「復興金融庫法」が成立し、翌22年1月、復金が開業した。復金は、全額政府出資の純然たる政府金融機関で、理事長以下の役員は政府任命であった。その業務は、①資金の融通、②債務の引受または保証、③社債の応募または引受、④以上に付帯する業務、とされた。業務に必要な資金は、前記の政府出資（資本金）のほか、復興金融債券（復金債）の発行が認められていた⁵⁰⁾。また、復金の資金計画、融資方針等につき大蔵大臣の諮問に応じる、復興金融委員会が置かれた。

復金の資本金について、「復興金融庫法」第3～4条は次のように定めていた。すなわち、①復金の資本金は100億円とし、全額政府出資とする、②政府は、設立当初においてこのうち40億円の出資を払込む、③その残余は主務大臣の定めるところにより払込む。これにより、政府は40億円の出資を払込んで、復金が発足した。しかし前述のように、このとき興銀の特別融資残高はすでに40億円を超えており、この当初払込資本金でこれを肩代わりすることは不可能であった。そこで大蔵省は、このうちの石炭赤字融資12.5億円は財政から補填されるので、短期・確実に回収されるものだとし、復金への振替えはこの分を除くよう興銀に要請し、興銀もこれを受け入れて28.66億円を振替えた⁵¹⁾。

復金の資本金はその後しばしば増額されたものの、実際の政府払込みは、政府の財源難からなかなか進捗しなかった。しかし他方で、復金の融資額は急増したから、いきおい復金債（期限1年、割引債）の発行による資金調達に依存せざるをえなかった。ところで、復金債の発行限度については、「復興金融庫法」第18条で、未払込資本金から引受・保証債務を差し引いた額と定められていたから、復金債発行を増やすためには、資本金を増額しなければならない。事実、復金の資本金は発足後しばしば増額され、昭和23年（1948年）12月には、1,450億円になった。しかし実際の政府払込みは、同年度末で250億円にすぎない（なお、翌24年度に925億円の出資払込みが行われたが、これはドッジ・ライン実施に伴う復金債償還のためのものである⁵²⁾）。

復金債の最大の問題は、その消化先であった。当時の金融情勢では民間消化を期待することはできず、結局その大部分を日銀引受けに依存せざるをえなかった。復金債は政府機関が発行した債務証券である。しかも、その発行額が大きくなった有力な原因は、前述したところからも明らかのように、政府の財源難による政府出資の不足にあったから、復金債の日銀引受け発行は、事実上、国債の日銀引受けと同じ性格のものと考えることができる⁵³⁾。後述のように、復金は昭和24年度以降、経済政策の転換によって、新規貸出を停止したが、その直前の昭和23年度末までの復金債の発行総額は1,680億円、同年度末の残高は1,091億円の巨額に達した。そして、発行総額の7割弱が日銀によって引受けられ（表7）、日銀の対政府信用供与とともに、銀行券発行の大きなルートとなった⁵⁴⁾。このことが、いわゆる「復金インフレ」として、復金の活動に非難が集まった原因となったのである。

復金の融資は、時の経過とともに累増し、昭和23年度末残高で1,320億円となった。これは、興銀が特別融資を開始した昭和21年8月から23年度末までの全国銀行貸出増加額の45%に当たるという驚くべき金額である。この復金融資残高を業種別にみると、その4割弱が鉱業で、その大部分は石炭業であった。当時、石炭の増産がいかに重要な政策であったかが分かる。次いで、電力業・公団が高い比重を占めている。ただ、このような業種別の比率は、その時々を事情を反映

(表7)

復興金融債券の発行状況

(単位、百万円、%)

	昭和21年度		昭和22年度		昭和23年度	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
発行額	3,000	100	55,900	100	109,100	100
(消化先)						
日本銀行	2,824	94	42,463	76	70,305	64
大蔵省預金部					4,300	4
市中銀行	176	6	9,399	17	30,350	28
農林中金その他			4,038	7	4,145	4

(資料) 前掲『昭和財政史 終戦から講和まで』(12) p. 680

して、かなり変化していることも注目される(表8)。そうした復金融資について、特徴的な点を簡単にみてみよう。

まず、石炭向けは当初から高い比重を持っていた。もっとも昭和21年度末では、石炭の比率は17%でそれほどの高率ではないが、ここには興銀特別融資の12.5億円が含まれていない(前述のように、この分は復金に引継がれなかった)ので、仮にこれを加えると、石炭の比率はその後の計数と同様、30%台の高率になる。こうした石炭向け融資は、炭鉱の設備資金に当てられたほか、うち1割強は炭鉱労務者確保のための住宅建設・補修の資金になった。しかし、石炭向け融資を大きくした、もう一つの重要な要因があった。それは、石炭業に膨大な赤字が生じ、そのために不足する運転資金を復金融資でカバーしていたことによるものであった。実は当時、政府は低価格政策の基底に石炭を置き、電力・鉄鋼などの重要産業に低価格の石炭を供給することによって、そうした重要産業を早期に復興させるという政策を採っていた。石炭業の赤字は、そうした政府の低石炭価政策によるものであり、政府は、その結果として生まれる赤字に対して、財政からの補助金と金融機関からの赤字融資によって対処することにしてきた。つまり、価格政策から生じた矛盾を金融で処理していたといえる。そして復金がそうした赤字金融を担当させられていた。このような性格の復金赤字融資は、他の産業部門向けにもあったが、石炭業の比重は圧倒的に大きかった⁵⁵⁾。

第二に特記しておくべき復金融資は、公団向けである。政府は昭和22年5月から23年5月までに15公団を設立した。これは、統制経済を運営していくための事業組織で、物資の集荷・配給・保管ならびに施設建設等の事業を行った。これらの公団の事業は、独占的な物資の買取り・販売を目的としていたから、巨額の運転資金を必要としたが、当初各公団法はその所要資金を復金融資によることと定めていた。その結果、昭和24年度末までの復金の公団向け融資総額は、1,708億円に達し、復金融資全体の57%を占めた。もっとも前述のように、昭和23年3月からは、公団の資金決済の大部分が公団認証手形によって行われるようになり、復金の資金負担は大幅に軽減されたし、また、公団向け融資の大部分が短期運転資金であったという事情もあり、昭和23年度末の残高ベースでみると、公団向け融資は復金全体の14%弱に止まっている⁵⁶⁾(表8)。

以上の二つの事例からも分かるように、復金の融資活動は、その時々政府の政策や方針によっ

(表8)

復興金融金庫の業種別融資の推移

(単位、百万円、%)

	昭和21年度末		昭和22年度末		昭和23年度末	
	残高	構成比	残高	構成比	残高	構成比
鉱業	1,589	26.5	21,941	36.9	51,485	39.0
(うち石炭)	(1,036)	(17.3)	(19,874)	(33.4)	(47,519)	(36.0)
金属工業	349	5.8	2,122	3.6	4,390	3.3
(うち鉄鋼)	(291)	(4.9)	(1,858)	(3.1)	(3,526)	(2.7)
化学工業	1,222	20.4	5,155	8.7	10,060	7.6
(うち肥料)	(561)	(9.4)	(3,751)	(6.3)	(6,030)	(4.6)
電力業	302	5.0	2,807	4.7	22,400	17.0
公団	—	—	18,199	30.6	18,182	13.8
その他	2,524	42.2	9,239	15.5	25,449	19.4
計	5,986	100.0	59,463	100.0	131,965	100.0

(資料) 前掲『昭和財政史 終戦から講和まで』(12) p. 646

て大きく左右された。実は、復金の融資は、年度毎、四半期毎に経済安定本部が中心になって策定し、閣議決定および復興金融委員会の承認を得た資金計画に基づいて行われていた。具体的な融資の決定についても、復興金融委員会がこれに当たっていた。復興金融委員会の構成メンバーは、会長が大蔵大臣、副会長が経済安定本部長官、委員として商工大臣、農林大臣、日銀総裁のほか、金融界・産業界よりの学識経験者7名が加わり、合計12名であった。さらに、委員会における議案の下審査に当たるため、大蔵・商工・農林・運輸の各省、経済安定本部、日銀、復金の課長クラスのほか、金融界・産業界から25~26名の幹事が任命されていた。このようにみても、復金は独立の金融機関とはいっても、ほとんど自主的判断のできない機関であった。この点について、復金自身が不満を洩らしているのは⁵⁷⁾、ある意味で当然である。しかし、復金設立の経緯から考えてみても、復金の実態は政府の別働隊であった。また、あれだけ巨額の融資の審査が復金の内部組織だけで可能であったか、という点にも疑問が残る。そうしたことを考えれば、上述のような仕組みは、基本的にはやむをえなかったのではなかろうか。ただ、そうした仕組みが融資の責任を曖昧なものにしたことは確かであろう。この点は当時から問題になっていたところで、昭和24年2月から、復金の自主性を強める方向で運営システムの一部手直しが行われたのは、そうした批判に応えたものであった⁵⁸⁾。

ただ、復金の融資決定については、そこに政治的色彩が濃いとかが、情実が絡んでいるという批判が囁かれていたが、それが昭和23年6月、贈収賄事件として表面化し、やがて昭和電工事件⁵⁹⁾といわれる大型疑獄事件に発展した。復金融資の性格と大きさを考えると、起こりうる事件ではあったが、戦後復興に大きな足跡を残した復金にとって、きわめて残念な汚点となった。また復金の活動がインフレーションの原因になっているという、いわゆる「復金インフレ」論も多かった。こうした状況の中で、GHQの占領政策も安定重視へ方向転換したため、その積極的

活動は、ドッジ・ライン実施を機に昭和23年度をもって、事実上終止符を打った。

確かに復金の活動には問題があった。ただそれは、復金の責任というよりは、政府の責任であった。復金は、いままでみたところからも分かるように、政府が実施した政策の矛盾を金融措置で補正する役割を担わされていたともいえる。しかし、その融資が重要産業の生産復興、とくに石炭の増産に大きく貢献したことは否定できない。その意味で復金が戦後復興に果たした役割は、功罪相半ばしたというべきかもしれない。

V. 総括

戦後の日本経済は、混乱のなかから始まった。そこで日本の産業が直面した課題は、戦争によって被災した工場を再建し、軍需生産を民需生産に転換させることであった。そのためには、膨大な資金が必要であった。しかし、当時の金融機関の資金供給力は極めて乏しかった。そのため、結局、日銀信用を注入せざるをえなかった。しかしそれは、インフレーションへの道でもあった。日本経済は、復興と安定の狭間でもがいていた。その矛盾から抜け出す方法は、一方でできるだけ信用の膨張を抑えながら、他方で限られた資金量を重要産業に重点的に配分し、日本経済再生の基盤を造ることであった。そうした目的を持ったのが「復興金融」であり、それを形からみれば「傾斜金融」であり、質的金融規制であった。

こうした質的金融規制は、目的と方法の違いはあっても、戦時金融統制の流れを汲むものであったことは否定できない。しかし、当時の混乱した日本経済を再生させるためにはやむをえないものであった。つまり、復興金融は異常な時期における特異な金融方式であったといえよう。したがって、それは、日本経済が混乱期から脱却し、市場機能が回復するにつれて、次第に後退すべき性質のものであった。事実、昭和20年代末から30年代初めにかけて、復興のための各種金融措置は次第に廃止された。しかしその後の動きをみると、政策当局のなかに質的金融規制の考え方が根強く残っていた。市中金融機関の側にも、政策当局に依存する体質が形成され、なかなかそこから脱却できなかつたように思われる。

復興金融は、日本経済の再建に大きく貢献した。その方法についてはいろいろ問題があり、個々の手段にいろいろ批判があるとしても、当時の日本経済の状況では、それは大筋としてやむをえないものであったろう。問題は、戦時期の金融統制の考え方や方法が、形を変えて戦後も引き継がれ、しかも経済復興期を終えても、その体質が残ったということである。復興金融の最大の問題点は、経済復興期にあったというよりは、むしろその後においても、金融統制的体質を引きずり、そこから脱却できなかつた点にあったといえよう。

(注)

- 1) 拙稿「戦後復興期の金融構造(1)——戦後インフレーションとその対策——」
(『文教大学 国際学部紀要』第10巻第1号, 1999年)
- 2) 戦時補償打ち切り——戦時中の各種の法令や企業との契約等によって生じた政府の戦時補償債務をどう処理するかは、戦後財政の大きな問題となったが、結局、GHQの強い意向が示され、昭和21年7月、実質的に補償を打切ることが決定された。
- 3) 朝日新聞社経済部『危機にあえぐ日本経済——朝日経済年史』(昭和22年版)朝日新聞社, 1948年, p.52
- 4) 経済企画庁戦後経済史編纂室『戦後経済史』(7. 経済安定本部史)(復刻版)東洋書林, 1993, p.19
- 5) 内野達郎『戦後日本経済史』(講談社学術文庫)講談社, 1978年, p.53
- 6) 前掲「戦後復興期の金融構造(1)——戦後インフレーションとその対策——」
- 7) 特需——朝鮮戦争に出動する国連軍(主力はアメリカ軍)に補給するため、日本に発注された物資や役務サービスの需要
- 8) 日本銀行百年史編纂委員会『日本銀行百年史』(第5巻)日本銀行, 1985年, p.54
- 9) 当初、緊急部門として指定されたのは炭鉱業、肥料製造業、繊維加工業(生糸と紡績を除く)および緊急な地方特殊工業の4種であった。なお、生糸および紡績が除かれたのは、前者については、既に昭和21年5月、購繭資金の供給を順便にする趣旨で、日本蚕糸業会裏書等の繭手形に対して優遇措置を講じており、また後者については、21年7月、輸出向け綿製品加工資金融通手形を再割引する特別措置が決定されていたからである。
——前掲『日本銀行百年史』(第5巻) p. 76
- 10) 当時の輸出入業務は貿易庁が一元的に行い、その代行機関として商社、貿易組合、各種協会などが指定されていた。
——上掲『日本銀行百年史』(第5巻) p.77
- 11) 西川元彦『中央銀行——セントラル・バンキングの歴史と理論』東洋経済新報社, 1984年, pp.49~50
- 12) 政府保証軍需手形——昭和17年7月の「政府保証軍需手形制度」による手形。これは、日本銀行を支払場所とする軍需会社振出し、陸軍・海軍支払保証の為替手形で、日本銀行はこの手形を再割引・買入れ・貸付担保の適格扱いとしていた。
——日本銀行百年史編纂委員会『日本銀行百年史』(第4巻)日本銀行, 1984年, p.260
- 13) 信用のアベイラビリティ(availability)という概念は、1940年代末から50年代前半にかけて、アメリカ連邦準備制度当局によって金融政策の効果を説明する際に用いられた。
——Rosa, R.V., "Interest Rates and the Central Banks" in *Money, Trade, and Economic Growth ; in Honor of John Henry Williams*, 1951 (The Macmillan Company, New York)
- 14) 前掲『日本銀行百年史』(第5巻) p.126
- 15) 肥料配給公団——昭和22年7月設立。肥料工業が生産した肥料を一手に買取り、農家に配給する業務を行っていた。
- 16) 『農林中央金庫史』(3)農林中央金庫調査部, 1956年, pp.243~245
- 17) 以下の融資斡旋の実情についての記述は、日本銀行調査局「融資斡旋の沿革」(昭和31年)(日本銀行調査局『日本金融史資料 昭和統編』(第9巻)大蔵省印刷局1981年) pp. 294~298による。
- 18) 経済安定本部第一部「昭和二十一年度下期産業資金割当計画(第三次試案)」(昭和21年11月2日)(総合研究開発機構戦後経済政策資料研究会『経済安定本部戦後経済政策資料 第19巻 金融財政(1)』日本経済評論社, 1995年, pp. 366~367
- 19) 昭和21年8月11日、政府は、戦時補償打ち切りに伴う措置として、「金融緊急措置令施行規則」を改正し、封鎖預金を「第一封鎖預金」と「第二封鎖預金」を区別したうえ、後者については、金融機関の再建整備が完了するまで、棚上げすることにした。
- 20) 「一万田尚登元日本銀行総裁回顧録——終戦後における金融政策の運営——」(昭和53年)(日本銀行金融研究所『日本金融史資料 昭和統編』(第21巻)大蔵省印刷局, 1990年) p.402
- 21) 日本銀行が融資斡旋について、強いリーダーシップを発揮した事例として、以下のようなものがある。
昭和21年 綿紡績設備復元融資
昭和24年 東京芝浦電気(株)企業整備資金
〃 トヨタ自動車工業(株)再建資金
——岡崎哲二「戦後経済復興期の金融システムと日本銀行融資斡旋」(東京大学経済学部『経済学論集』1996年1月, 所収)

- 22) 「日銀斡旋融資の検討——日銀の産業融資への圧力持続」(『エコノミスト』昭和23年8月11日号)
- 23) この取扱要領は、昭和23年9月、市中銀行を加えた融資斡旋委員会において、従来の方針を再確認するために決定されたものである。
——前掲「融資斡旋の沿革」p.297
- 24) 当時の斡旋融資の実情については、前掲『日本銀行百年史』(第5巻) pp. 351~353参照。
- 25) 『小松製作所五十年の歩み——略史』小松製作所, 1971年, pp65~67
トヨタ自動車株式会社『創造限りなく——トヨタ自動車50年史』トヨタ自動車株式会社, 1987年, pp. 216~219
- 26) この点について、後に、戦後の日本銀行の実態について調査した金融制度調査会(大蔵大臣の諮問機関)の、いわゆる「実態調査小委員会」の報告は、こうした斡旋融資のなかに「思惑の失敗、ないし経営の行詰りに伴う救済融資または滞り融資」が含まれており、こうした融資に日本銀行が斡旋の労をとったことに疑問を呈した。
——金融制度調査会中央銀行制度特別委員会実態調査小委員会「日本銀行を中心とする戦後金融の実態調査」(昭和34年)(大蔵省銀行局『中央銀行制度—金融制度調査会関係資料』大蔵省印刷局, 1959年) p.17
- 27) ここで「後に」というのは、昭和34年のことをいう。
——前掲「融資斡旋の沿革」p.295
- 28) 地方銀行がこの融資斡旋に批判的であった(前掲「戦後経済復興期の金融システムと日本銀行融資斡旋」)のは当然であろう。
- 29) 前掲『日本銀行百年史』(第5巻) pp. 100~101
- 30) 日本銀行が融資斡旋を始めた頃、政府も一万田日銀総裁も、「臨時資金調整法」の廃止に強く反対していた。昭和23年4月、同法が廃止されたのは、GHQの命令によるものであった。
——色部義明『私の歩んだ金融史—銀行生活五十年の出会い』日本経済新聞社, 1982年, p.86
- 31) 前掲『日本銀行百年史』(第4巻) pp. 305~310
- 32) 前掲「日本銀行を中心とする戦後金融の実態調査」p.17
- 33) 前掲「融資斡旋の沿革」は、この点について「当時の主要大企業はほとんど軒並みにその所要資金を斡旋融資によって賅った」(p.295)と述べている。
- 34) 資金統合銀行は、昭和20年5月、日本銀行本店内に設立され、役員の主要ポストや役職員も日本銀行職員が兼務し、多額の余裕資金を抱えていた地方銀行、農林中央金庫、信託会社などから余裕資金を吸収し、これを軍需金融機関(日本興業銀行その他の大銀行など)への貸付、重要産業への軍需融資などへ充てた。
——前掲『日本銀行百年史』(第4巻) p.345
- 35) 前掲「戦後経済復興期の金融システムと日本銀行融資斡旋」
- 36) この項については、前掲『日本銀行百年史』(第5巻) pp. 356~364
- 37) 例えば、昭和21年2月の金融緊急措置により市中金融機関に巨額の銀行券が還流した際、日本銀行は所有国債を売却して、市中金融機関の余裕資金を吸収した。
- 38) 証券処理調整協議会——昭和22年1月に公布された「有価証券の処分調整等に関する法律」によって設置された機関で、財閥解体や閉鎖機関の整理等に伴って処分を要する証券を、広く国民に分散保有させる目的で、これら証券の分配・売買手続を決定することを任務とした。
——大蔵省財政史『昭和財政史 終戦から講和まで』(14) 東洋経済新報社, 1979年, pp. 310~311
- 39) この項については、前掲『日本銀行百年史』(第5巻) p.95, pp. 331~332
- 40) 「金融機関経理応急措置法」——戦時補償打切りに伴う金融機関の経理処理を定めた法律。昭和21年8月制定。
- 41) 日本興業銀行臨時史料室『日本興業銀行五十年史』日本興業銀行臨時史料室, 1957年, pp. 761~772
- 42) 「金融緊急措置令」第6条 大蔵大臣ハ命令ノ定ムル所ニ依リ金融機関其ノ他大蔵大臣ノ指定スル者ニ対シ資金ノ融通ヲ制限シ又ハ禁止スルコトヲ得
- 43) 以下、金融機関資金融通準則の内容については、主として、前掲『昭和財政史—終戦から講和まで』(12)による。
- 44) 「臨時資金調整法」については、下記を参照。
——日本銀行百年史編纂委員会『日本銀行百年史』(第4巻) 日本銀行, 1984年, pp. 287~297
なお、「臨時資金調整法」による融資統制は戦後も維持されており、昭和21年11月に新たな統制基準が実施された。ただ、この基準では、最優先順位「甲」の範囲が70部門と広範であったから、資金集中の効果は弱かつ

たとみられる。

—柴田善雅「傾斜生産と傾斜金融—戦後復興の財政金融政策（第三回）」（大蔵省広報誌『ファイナンス』平成5年1月号）

- 45) 「日本銀行特別調査月報」（昭和24年8月）（日本銀行調査局『日本金融史資料昭和統編』（第1巻）大蔵省印刷局，1978年）p.691
- 46) 前掲『昭和財政史 終戦から講和まで』（12）pp. 268～269
- 47) 塩谷忠男『銀行行政の現状と展望』（銀行叢書No98）全国地方銀行協会，1961年，pp. 113～114
- 48) 日本興業銀行の特別融資については、下記を参照。
—前掲『日本興業銀行五十年史』，pp. 718～721
- 49) Supreme Commander for the Allied Powers, *History of the Non-military Activities of the Occupation of Japan, 1945-51, Vol.39, Money and Banking*
武藤正明訳『GHQ日本占領史 39 金融』日本図書センター，1997年，p.36
- 50) 「復興金融金庫法」第12条、第15条、第18条
- 51) 前掲『日本興業五十年史』p.721
なお、復興金融金庫『復金融資の回顧』（1950年）は、この事実に触れず、興銀の特別融資残高は28.16億円で、復金はこれを全額肩代わりしたと述べている（同書，p.21）。
ここでは『日本興業五十年史』の記述を採用した。
- 52) 前掲『昭和財政史 終戦から講和まで』（12）pp. 676～678
- 53) 旧「日本銀行法」には債券引受けの規定がなかったので、日本銀行は復金債引受けを同法第25条の「信用制度ノ保持育成ノ為必要ナル業務」として、大蔵大臣の認可を得た（前掲『日本銀行百年史』（第5巻）p.103）。この点について、その実態は「財政の金融化」であり、「金融面では形を変えたオーバーローン、財政面ではカモフラージュされた赤字財政」という批判が出るのは当然である。
—鈴木武雄『現代日本財政史』（第中巻）東京大学出版会，1956年，p.300
石田定夫「戦後インフレーションとドッジ・ライン——『日本銀行百年史』第5巻第3章にちなんで——」（創価大学経営学会『創価経営論集』第23巻第2号，1998年）
- 54) この点については、前掲の拙稿「戦後復興期の金融構造（1）——戦後インフレーションとその対策——」の中で触れた。
- 55) 前掲『復金融資の回顧』pp. 39～60
- 56) 同上 pp. 173～175
- 57) 同上 p.183
- 58) 同上 pp. 187～184
- 59) 昭和電工事件——昭和電工（株）の日野原社長が復金からの融資を有利に取り計らって貰うため、政官界のトップクラスを買収したとして、多数の逮捕者を出した。芦田内閣はその責任をとって総辞職した。

〔訂正〕本誌、前号所載の拙稿「戦後復興期の金融構造（1）——戦後インフレーションとその対策——」の中に、筆者の不注意による事実誤認の記述と校正ミスがありましたので、以下のように訂正します。

- 1) p.12, 下から11行目
「この制度は、終戦後間もなく（昭和20年11月）復活されたが、翌21年8月」を削除し、その代わりに次の文章を挿入する。
「この制度は、終戦の約1年前の昭和19年4月、一部の銀行を対象に復活していたが、戦後21年1月から広く一般取引先にそれが適用されるようになった。しかし、その後同年8月」
- 2) p.18 (図3) の下の説明
減価償却率の式の分子・分母に「償却率」とあるのは「償却高」の誤り。

(別表)

昭和20年代における日本銀行の主要制度金融

名 称	実施期間	内 容	30年以降
(1) 貿易金融 (輸出金融)			
貿易手形	21/8～28/2	輸出業者の輸出貨資製造・加工・集荷資金手形 (食糧等緊急物資輸入に対する見返輸出の促進を図るため) 24/1 融資対象をメーカーに拡大 (メーカー買手)	35/7 制度改正
輸出前貸手形	28/2～	貿易手形の名称変更	
紡績加工賃手形	21/7～22/7	貿易庁発注の輸出向け綿製品加工資金融通手形 22/7～23/3 貿易手形制度適用	
生糸手形	21/7～22/11	日本蚕糸業会の輸出向け生糸集荷資金融通手形	36/9 制度改正
買手前融資手形	25/3～27/4	輸出契約成立前の見込み生産・集荷資金等の輸出関係資金融通手形	
外国為替引当貸付	28/2～	本邦外国為替銀行に対する信用状付3か月以内の米・英通貨表示期限付輸出手形を引当とする手形貸付 (海外金利並みの低利で、為銀に為替買取りのための円資金を供給するため)	
(2) 貿易金融 (輸入関係)			
貿易手形 (輸入貿易手形)	25/1～9	輸入業者 (直接輸入する製造業者を含む) の輸入手形決済資金融通手形・・・当初は貿易手形制度を準用、25/2から「輸入貿易手形」と呼称	35/7 制度改正
(運賃貿易手形)	26/11～28/2	輸入諸掛資金 (FOB建輸入の場合の海外運賃・保険料) 融通手形・・・スタンプ手形制度を準用、26/11から「運賃貿易手形」と呼称	
輸入決済手形	28/2～	輸入貿易手形を改称	
輸入運賃手形	28/2～	運賃貿易手形を改称	41/1 取扱停止
外国為替貸付 (日銀ユーザンス)	25/9～28/3	輸入業者の信用状開設のためのマージンマネー積立 (甲種貸付) ならびに輸入手形決済 (乙種貸付) に必要な外貨の貸付 ※26/11 乙種貸付廃止 27/12 米ドル資金による甲種貸付廃止	41/1 取扱停止
別口外国為替貸付	27/2～29/3	輸入業者の輸入手形決済に必要な外貨の貸付 (ポンド地域およびオープン勘定地域からの輸入促進のため)	

(3) 工業金融

スタンプ手形	21/8～	緊要な生産部門の原材料購入資金以外の 運転資金融通手形（原材料購入資金は工 業手形として準商業手形扱い） ※25/5 工業手形の割引を廃止して、 以後この制度を準用 製糸業者の購繭資金調達手形（3か月以 内に期日到来するものは準商業手形扱い・・・ 22/6まで） 22/11以降、スタンプ手形制度適用	31/5 制度廃止
繭手形	21/6～22/11		

(4) 農林漁業金融

農業手形	23/4～	農家の肥料購入（後に対象範囲を拡大） の際の借用書の範囲内で、農協（肥料商） が県信連（銀行）あてに振出した手形 ※県信連の場合は農中に割引を依頼し、 日銀はそれを担保して貸付に応ずる 漁業者が生産資材購入資金調達のため銀 行（農中を含む）あてに振出した手形 中小漁業者の着漁に必要な運転資金借入 れのために振出された手形で、都道府県 単位の設立された漁業信用基金協会の保 証のあるもの 木炭の集荷を円滑に行うために振出され た農中の販連または森連に対する融通手 形 ※系統外集荷業者が振出した手形につい ても同様の扱い 農中の「桑園（煙草）肥料購入資金貸出 取扱要項」に基づき農協が都道府県信連 あてに振出し、農中が割引いた手形	34/1 制度廃止
漁業手形	24/1～		31/8 制度廃止
漁業信用基金保証 手形	28/3～		31/8 制度廃止
木炭集荷資金融通 手形	24/8～25/7		
桑園手形 煙草手形	25/2～		31/8 制度廃止

(5) 公団金融

公団認証手形	23/3～26/3	公団に商品を売渡した業者が、取引先金 融機関宛に約束手形を振出し、公団がそ の手形面にスタンプを押捺したもの	
--------	-----------	--	--